

後期高齢者にかかる医療費通知の交付について

【このようなときに請求できます】

- ・「医療費のお知らせ」ハガキを紛失した。
- ・確定申告の医療費控除に使用するため、年間の医療費総額が知りたい。 など

【申請できる方】

- ・本人または本人の成年後見人、本人が委任した任意代理人
- ・（本人死亡の場合のみ）ご遺族等

【申請方法】

①お住まいの市町村へ申請（発行は翌日以降）

市町村担当窓口以下に以下の書類を提出してください。

- ・申請者本人の身分証明書（被保険者証、資格確認書、マイナンバーカード、運転免許証など） ※1、※2
- ・医療費通知交付申請書（広域連合HPまたは市町村後期高齢者医療担当課で取得）

②広域連合へ申請（即日発行可能）

広域連合窓口以下に以下の書類を提出してください。

- ・申請者本人の身分証明書（被保険者証、資格確認書、マイナンバーカード、運転免許証など） ※1、※2
- ・医療費通知交付申請書（広域連合HP、広域連合窓口または市町村後期高齢者医療担当課で取得）

③郵送での申請（1週間程度かかります）

広域連合以下に以下の書類を郵送で提出してください。

- ・申請者本人の身分証明書の写し
（被保険者証、資格確認書、マイナンバーカード、運転免許証など） ※1、※2
- ・医療費通知交付申請書（広域連合HPまたは市町村後期高齢者医療担当課で取得）
- ・返信用封筒（住所記入・切手貼付）

※1 成年後見人やご遺族等（本人死亡の場合）が申請する場合は、本人と申請者の関係が分かる公的機関の発行した書類が必要です。

本人と申請者（子等）が同籍している戸籍謄本など、本人及び申請者の氏名・生年月日・続柄が確認できる書類。

例：成年後見人 → 登記事項証明書

配偶者及び親族 → 戸籍謄本または改製原戸籍謄本、法定相続情報一覧図

※2 任意代理人が申請する場合、委任状（医療費通知交付申請書内の委任状欄に記入）、本人（被保険者）に対してのみ発行される書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）が必要です。

【その他】

- ・診療などの情報が広域連合に届くのは、診療した月の翌々月になります。
そのため、医療費通知が発行できるのは、おおむね2か月前のものまでです。
また、診療情報が届くのは毎月10日前後です。
例：令和6年12月分の医療費通知→令和7年2月中旬ごろから発行可能
- ・郵送の場合、広域連合で申請を受理後、到着まで1週間程度かかります。
※確定申告前は申請が増加するため、上記より数日要する場合があります。

【問い合わせ先】

〒904-1192 うるま市石川石崎1丁目1番 3階
沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業グループ
TEL：098-963-8013